

大阪府立桜塚高等学校 P T A 規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
(総会) 第9条 1～6 (略) 7 <u>会長が必要と認めたときは、集会を行うことなく、ウェブページに議題を掲載し、電子投票などウェブページに示す方法で総会を開催することができる。</u> この場合における議事の決定は、全会員の過半数の同意を必要とする。 8 <u>前項の場合において、全会員の5分の1以上</u> の要請があったときは、総会は集会により行う。	(総会) 第9条 1～6 (略) 7 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合など総会を招集することができない場合は、ウェブページに議題を掲載し、電子投票などウェブページに示す方法で議事を決定することができる。この場合における議事の決定は、全会員の過半数の同意を必要とする。 (新設)
(運営委員会) 第10条 1～4 (略) 5 運営委員会は、構成員の過半数の出席 <u>(委任状を含む。)</u> をもって開会し、議決する。	(運営委員会) 第10条 1～4 (略) 5 運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって開会し、議決する。
(特別委員会) 第12条 前条に規定する委員会のほか、必要に応じ、運営委員会の議決を経て臨時に特別委員会を設けることができる。	(特別委員会) 第12条 前条委員会のほか、必要に応じ、運営委員会の議決を経て臨時に特別委員会を設けることができる。
附 則 この規約は、令和5年6月1日から施行する。	